

登録検査業者 各位

熊本労働局労働基準部  
健康安全課長

検査業務の適正な運営について(注意喚起)

労働安全衛生行政の推進につきまして、日頃より格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」(以下、「登録省令」という。)による登録検査業者に対して、検査業務の適正な運営を確保するため、労働安全衛生法第 96 条に基づく運営状況の確認を行っておりますが、一部に下記の不適正事例が見受けられました。

つきましては、貴事業場におかれては下記不適正事例を確認いただき、該当があれば自主的に改善措置を講じられますようお願いいたします。

記

- 1 登録省令第 19 条の 15 第 3 号に基づく業務規程を定めているにもかかわらず、検査料額の決定、収納に関して、同業務規程に満たない安価な検査料額を決定し収納している事例。
- ※ 申すまでもなく、業務規程で定めた事項は登録検査業者として登録された際の基準であり、適正な検査業務を行っていただく観点から業務規程の厳守が求められているものです。また万一、業務規程そのものが変更されたのであれば、登録省令第 19 条の 19 に基づき変更の報告が必要となります。  
以上のことから、業務規程で定めた検査料額の決定、収納を徹底されますよう改めてお願い致します。
- 2 検査記録表の検査者氏名及び検査業者の代表者氏名が自署でない事例。
- 3 検査記録表の「検査内容」「検査方法」欄に正しく「✓」が入れられていない事例。
- 4 検査台帳に証明書発行番号、発行日、検査料金、請求年月日、入金年月日等が記載されていない事例。
- 5 標章受払簿に標章の受けと払いがまとめて一行に記載されている事例。
- 6 期限切れの標章についてハサミを入れることなく、そのまま保管されている事例。
- 7 1 年に 1 回内部監査や自己点検が実施されていない事例。